

2025年2月13日

お客様各位

## 令和7年3月31日までに確認済証等の交付をご希望の方へ

日頃より、当センターをご利用いただきありがとうございます。

改正建築基準法及び建築物省エネ法の施行日(令和7年4月1日)前に確認済証等の交付を希望される場合のスケジュールについてお知らせいたします。

3月は審査が大変混み合うことが予想されますので、スケジュールには十分な余裕をもって、できるだけお早目のご申請をお願いいたします。

### ■ 確認申請・長期使用構造等確認・設計住宅性能評価(長期併願含む)

申請期日：令和7年3月12日(水)

訂正期日：令和7年3月21日(金)

戸建て住宅の場合です。戸建て住宅以外は、個別にお問い合わせください。

### 注意事項

- ・ 業務状況により期日が変更となる場合があります。
- ・ 「訂正期日」とは、全ての訂正が終了した日とします。
- ・ 構造適判、消防同意、特定行政庁への照会の状況により、上記期日を満たしても確認済証等の交付が施行日以降となる場合があります。
- ・ 令和7年3月31日までの交付を確約するものではないことを、あらかじめご了承ください。
- ・ 令和7年3月31日までに確認済証が交付されても施行日以降に着工する物件については、改正法の適用が必要となりますのでご注意ください。